

不利益処分

処分名	振動の防止の方法等の改善命令
根拠法令	振動規制法第15条第2項
所管課	環境対策課

1 処分の内容

期限を定めて，改善勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 処分の要件

改善勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているとき。

注 改善勧告の要件

環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき。